

## ◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

# ケアマネ

# SAPPORO

2006.6.1 発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

## 第40号

## 原点から介護予防を考える

医療法人はるにれ在宅支援部長 吉谷 敬

『人間はつねに「よりよい生活」を望んでいる。  
しかし、これがつねに実現できるとは限らない。』

ケアマネマネジメント関係の本を読むと、表現こそ色々あるが、世のケアマネジメントの大家といわれる方々の本には、総論にこのような文言が必ず載っている。例えば年をとって段々と膝の調子が悪くなり、「歩くとき痛い！」と感じるヒトは、病院にかかったり、本を読んだりして、どうにかしてもとの膝が痛くない状態での生活を望むだろうし、それに向かって努力をするだろう。しかしやっぱり膝は痛かった、なんて話もよくある話である。今書いたのは端的な例だが、特に高齢になるとよりよい生活を失うきっかけというのが、身体的にも・精神的にも・社会的にも生じやすいと考える。

もう少し生活というものに焦点を当てると、生活というのは日々の生活活動の集合体である。そしてこの生活活動は、手段や方法こそ違うかもしれないが、おおむね全てのヒトに共通して当てはまるものと、その人の役割や社会的立場づけにより異なる活動と2つあると考える。前者を一般的に「セルフ・ケア」というような言い方をし、後者を「社会的活動」と言う場合が多いと思う。そしてこの「社会的活動」にて自己の、この世に生を受けて生きている自分の存在価値というものを生み出しているはずで、これがいわゆる「生きがい」という満足感として表現され、私の経験では男性高齢者の場合、定年退職後において、役割を見出せず結果として生きがいが以前より低下し、高齢による身体的特性の変化も加わり、要介護の道を歩みだすヒトも多いと考える。

もっと生活活動に焦点を当てると、「セルフ・ケア」や「社会的活動」には、大なり小なり移動というものが必要で、歩くという行為が多く活動達成するために必要だということを考えなければならない。食事ひとつを例にとっても「食事の自立」というのは単に食物を

口に運ぶ、ということだけではなく、食堂まで移動し、家族一緒に食べるのが普通の姿であり、排せつや入浴、着替えなんかもやはり移動という行為が含まれてくるのがわかる。よく高齢者から、「歩けなくなったらおしまいだ。」とか、「足腰が弱るともうだめね。」なんて言うことを耳にするが、ものすごく重要な意味が移動にはあるということが、理解されているからだと思う。

こう考えてみると、この移動能力の維持・改善というのは、その人らしい生活の基礎要件として大事なニーズだと考える。その為には体力をつけるために、「運動器の機能向上」や集団レクリエーションといったアクティビティを高めていく、という具体的なアプローチが必要となってくるわけだが、筆者の経験では具体的な方法もさることながら、以下のようなことも注意していただきたいといつも言っている。

最初に、慢性疾患の療養がうまくいっていること。糖尿病とか不安定な高血圧、心不全、呼吸不全などは、特に重要だなと感じる。次に水分。これを怠るとなかなか体力が付かないという現象が見られるし、「終わって帰ったら、体がだるくて熱も出た。だからもう二度とやりたくない！」なんていういわゆる「ディサービス脱水症」の話の聞いたりする。運動の合間のこまめな水分補給は必要だと考える。次に栄養のバランスが悪い食事を取っているヒト、特に独居男性は要注意である。運動効果は適切な食事で見えてくる。他にも書いたらまだあるのだが、最期に社会的な活動に結びつけ、生きがい作りを行うことは大事である。家族が居るヒトは家族にとっての自分の存在意義・役割であろうから、家族へのアプローチが大事だと考える。

以上生活という原点から原論的に展開してきたが、ケアマネジャーの役割は、その人らしい生活を支えることである。それに向けたアプローチに向けた基礎知識としてこの稿を読んで参考にしていただければ幸いです。

## 札幌市からの情報提供

### 介護保険に係る住宅改修・福祉用具の取扱いの変更について

本年4月から、介護保険制度の基本理念である、高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本としつつ、制度の持続可能性を高め、予防重視型システムの確立、新たなサービス体系の確立などの介

護保険制度の改正が行われました。

これらの改正の中で、住宅改修及び福祉用具の取扱いが、下記のとおり変更になっていますので留意願います。

#### 1 住宅改修における事前申請制度の導入について

保険給付の対象となる住宅改修については、事前に支給の申請書を提出することが法令上義務づけられていませんでしたが、悪質な事業者が保険給付として適当でない住宅改修を行い、費用が支給されないことで利用者との間でトラブルが生じていることや、利用者の状態にあった住宅改修が適切に行

われるよう、質の向上が求められていました。

このため、住宅改修については、事後の審査とともに、あらかじめ市町村に申請書を届け出て、その審査を受ける事前申請制度が導入されました。

また、理由書の様式につきましても、変更いたしましたのでご注意ください。



**重要**

**事前に申請がない場合は、住宅改修費が支給されない場合があります。**

#### 2 福祉用具購入における事業者指定制度の導入について

保険給付の対象となる福祉用具購入については、福祉用具を販売する事業者についての要件は定められていませんでしたが、悪質な業者が保険給付として適当でない福祉用具を販売し、費用が支給されないことでトラブルが生じていることなどを受け、介護保険の福祉用具販売を行う事業者を指定する

制度が導入されました。

指定事業者には専門相談員の配置が義務付けられており、福祉用具の購入の必要性の判断からモニタリングに至るまでのプロセスについて、福祉用具の専門相談員が関与することになります。



**重要**

**指定事業者以外から購入した場合は、福祉用具購入費は支給されません。**

#### 3 軽度者に対する福祉用具貸与について

要支援1・2、経過的要介護、要介護1の方(以下「軽度者」という。)については、その状態像から見て使用が想定しにくいとして、次の用具貸与が原則不可となりました。

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト

ただし、軽度者であっても日常生活上、当該用具が必要である方については、別に厚生労働大臣が定める者として、その判断基準に基づき貸与が可能となっています。(別表参照)

また、平成18年3月31日までに対象外種目の貸与を受けていた方については、軽度者で前述の「厚生労働大臣が定める者」でなくても、施行日から起算して6月を超えない期間(平成18年9月30日まで)において、対象外種目の貸与を受けることができます。



**重要**

**6か月の経過措置が講じられている趣旨から、直ちにケアプランへの位置付けを中止することで、軽度者の日常生活の維持に支障が生じることがないように、配慮願います。**

## 【別表】 判断基準等について

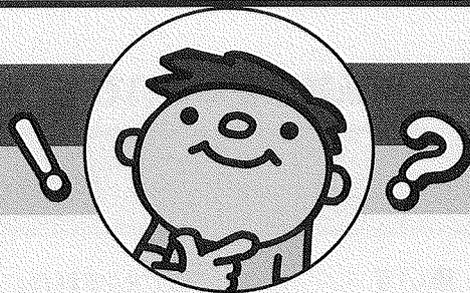
対象外種目	厚生労働大臣が定める者	厚生労働大臣が定める者に該当する基本調査の結果
ア 車いす (付属品含む)	次のいずれかに該当する者 ○日常的に歩行が困難な者 ○日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者	○基本調査2-5「3. できない」 ○【注】 
イ 特殊寝台 (付属品含む)	次のいずれかに該当する者 ○日常的に起き上がりが困難な者 ○日常的に寝返りが困難な者	○基本調査2-2「3. できない」 ○基本調査2-1「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	○日常的に寝返りが困難な者	○基本調査2-1「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 ○意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 ○移動において全介助を必要としない者	○基本調査6-3「1. 普通」以外 又は ○基本調査6-4 「1. 介護者の指示が通じる」以外 又は ○基本調査6-5(ア～カ)の いずれか「2. できない」 又は ○基本調査7(ア～テ)のいずれか 「1. ない」以外 ○基本調査2-7「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具部分除く)	次のいずれかに該当する者 ○日常的に立ち上がりが困難な者 ○移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 ○生活環境において段差の解消が必要と認められる者	○基本調査3-1「3. できない」 ○基本調査2-6「3. 一部介助」 又は「4. 全介助」 ○【注】

## 【注】

- ・原則として「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成11年厚生省告示第91号)別表第1の調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとする。
- ・ただし、アの「日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(少なくとも6月に1回)で行うこととする。

# どうなる地域支援事業?!

～現場からの便り～



## 「地域に進出するすこやか倶楽部」を目指して

札幌市中央区介護予防センター円山 ソーシャルワーカー 南部 広司

確かに今回の原稿依頼は、「どうなるもこうなるも、やらなきゃならない地域支援事業?!～現場からの便りなんて今は無理にきまってる…～」というタイトルだったように思う。いやそうに違いない。そうじゃなくても、そういう事にしてしまおう。そういう事にでもしてもらわなければ原稿を書く自分があまりにも可愛そうだ。

新介護予防給付開始における包括支援センターの創設・在宅介護支援センターの廃止に伴う介護予防センターの創設等、介護保険制度がスタートした平成12年には予想もつかない画期的な改革が今とげられた。私自身、約10年間にわたり在宅介護支援センターに従事し、後半の5年間はご多分にもれず居宅介護支援事業所のケアマネも兼務し、ケアマネの皆さんとは共通認識・理解にあると自負している。以前とある在宅介護支援センターの仲間がふもらした言葉が今頭をよぎる。「うちの支援センターは〇〇観光ですよ…」、在宅介護支援センターにおけるすこやか倶楽部で春のお花見ツアーに始まり日帰り温泉入浴ツアー、秋の果物狩りツアー等多様なイベント企画から実施まで、なるほど〇〇観光とはうまいことを言ったものだと言さながら感心する。

皆様がご周知のとおり、介護予防センターは在宅介護支援センター業務の大半を継承することとなった。基本的な対象者は一般高齢者で、主たる業務は、総合相談支援事業、介護予防事業の実施及び介護予防の普及・啓発事業等となっている。また、包括支援センターを補完する役割も担い、生活機能チェックリストを用いた特定高齢者の早期発見・早期支援等も業務として位置づけられている。一般高齢者?特定高齢者?生活機能チェックリスト?あ～新たな専門用語…40代半ばにもかかると新しい事がなかなかすんなりと頭に流れ込んでこない…自分の耳にボールペンをはさみボールペンが無いと必死に机の中を探し、事務室にいけばなんの用事できたのか忘れ、果てはすこやか倶楽部の外出行事日程を間違えジャージで出勤する始末、こんな私に今一番必要なのは「100桁計算」「脳ドリル」なのかもしれない。

介護予防センターの第一義的な役割は閉じこも

り予防・転倒予防・栄養改善・口腔機能の向上・うつ予防等の事業実施をはかるとともに、民児協・町内会・ふくまち等の社会資源と連携をはかり特定高齢者の早期発見につとめることにある。私はこの核となるのが「すこやか倶楽部」(閉じこもり予防)にあると認識している。北海道レクリエーション協会領域団体であるケアレクリエーション倶楽部は介護現場におけるレクリエーション実践を下記図1・2にかすとおり定義付けている。すこやか倶楽部をより充実させ図2が示すとおり満足感・充実感・達成感を得、かつ継続性・発展性・向上性を伴うレク財の提供が、しいては外出機会を確保し「生きがい作り」に連動する実効性のある介護予防事業となる。そして、すこやか倶楽部の究極的な目標は「すこやか倶楽部参加」を媒体にした地域参加であり社会参加にある。幼稚園・保育園・児童会館・小学校・町内会・まちづくりセンター等、ありとあらゆる地域の社会資源との連動を模索し、関係構築をはかって「地域に進出するすこやか倶楽部」を目指していく事が、我々介護予防センター職員の果たすべき大きな役割の1つであると言えよう。変革する介護保険制度に翻弄されずに迷うことなく介護予防センターの責務を果たしていきたいと考える。

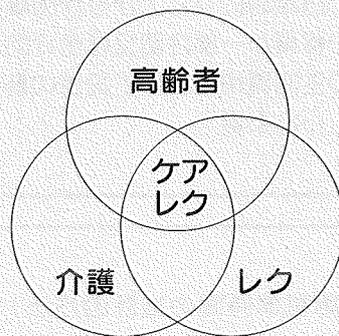


図1 ケアレクの構図



図2 ケアレクの3感3性

ケアレクリエーション講習会VOL-7講習会資料より引用

## 気の合う仲間をつくってください。

手稲区支部 老人保険施設ほくと居宅介護支援事業所 吉原 幸子

“走りながら考える” で始まった介護保険はこの6年の間にも数度の見直しが入り、その都度、改正の情報収集から解釈通知の読み込み、そして地域のサービス事業所の体制把握、利用者への説明とまさしく私達は走らされてきました。

この度の大改正では居宅介護支援事業所の運営基準が大きく変わった事で事業所廃止や縮小・拡大とケアマネをめぐる環境も年明けから動き出しました。

私事では、担当件数については介護誌等で次期は30～40件へと云われていましたので昨年よりそれを上限に調整してきており、二人の専任ケアマネで月の請求が70件で政省令に“やった！”

しかし3月に入ると地域の事業所やケアマネ仲間から担当依頼(退職・移動・オーバー分)が相次ぎ、半年間の経過措置と予防給付への移行者予想で数合わせをしながら引継ぎに奔走していました。それと並行して利用者本人から新規や居宅変更依頼の電話がダイレクトに入りだしました。“区役所の窓口で相談したが、ケアマネさんは今どこも忙しくどこが受けてくれるか分からない、一覧表で順に電話で聞いてください(いつも通りの対応)、と云われた、お宅で4件目です”…。

状況を聞きとり、何とかする事を約束して電話をきり、見知ったケアマネに協力依頼し振り分けました(無理押しを受けてくださったNさん、Sさんありがとうございました)行政の立場では特定の事業所を名指しは出来ないとしても、支援事業所の数は区]わずか20数ヶ所、保険者の相談窓口としてはもう

少しこまやかな対応は望むべくもないでしょうか(ぐちです!)たぶん現場はこのような苦悩の中で年度末をのりきった所だと思います。

制度の方向性から在宅の中重度者は増えて来るでしょうが、小さな事業所では、せっかく付いた加算の算定など絵空事で、又事業所存続のため、致し方なく予防給付のマネジメントは受けない所も多いように聞きます、利用者のケアマネ探しはこれからも続くと思われるので区内の居宅介護支援の空き情報を取りまとめ、利用者の窓口になれる所ができれば等と考えています。

手稲区支部では今期、包括職員のケアマネリーダーを役員に迎えました。支援センターでもケアマネ支援の勉強会等企画されていくようですので、支部役員会の中で連協の定例会も含めてテーマを出しあい、研修計画の立案と実践で協働していきたいと思っています。

様々な活動を一緒に行う事で接点を増やし、互いの顔と名前を覚え、異なる視点や考え方を学びながら、介護～予防～介護と移行する利用者、担当が変わる不安を持たせないシステムもでき上がっていく事と思います。

7年経つとケアマネも世代交代していきます。せっかくの新しい仲間を孤独にさせない!燃え尽きさせない!、事業所内に閉じこもらず集まりに参加して、気の合う仲間をつくってください。

《1日5回笑って、5回感動する》

先日、笑い療法士から学んだメンタルヘルスの一方法です、お大事に!

## 地域包括支援センター立ち上げから1ヵ月経って

札幌市厚別区地域包括支援センター 石崎 剛

厚別区介護予防支援事業所では1回目の介護報酬請求を終え一段落したところですが、5月から利用の介護予防プランに関しては直営プランで約40件、委託プランが約40件となっています。いくら書式が簡略化(?)されたからとはいえ、ケアマネマネジメント業務を考えるといささか疲労も出てきていることはご理解いただけるのではないのでしょうか?事務所では賑やかなメンバーが揃ったはずなのに、予防プラン作成のため無言でキーボードを叩く音がカタカタと響いています。

厚別区では平成18年度中に認定が切れ、かつ、現

在サービス利用中である軽度の方を750件と見込み、そのうち約600件は委託プランと踏んでいました。しかしながら、実際に動いてみると委託を受けない居宅が予想を超え、委託プランは約300件のみかもしれません…新規と合算すると、3月末にはケアマネ一人の担当数は100件を越えてくる可能性があります。その方々の「改善するならば改善したい」という可能性をどう引き出していくのか。今後問われる大きな課題です。

今回の介護保険制度の改正では、制度全体を予防重視型システムへ転換し、要介護状態になることの

防止を目指すわけですが、具体的な数字というと、「地域支援事業を実施した高齢者の20%（平成18年実施分は12%、同19年度については16%）について、要支援・要介護状態になることを防止し、新予防給付では要支援・要介護1の10%（平成18年実施分について4%、平成19年度実施分については7%）について、要介護2以上への移行（悪化）防止を見込んでいます。」（※札幌市「介護保険事業計画」より）

現在は、介護予防支援事業所業務だけで精一杯な状況にあります。例えば、介護予防センターと協力し、地域に潜在化する特定高齢者を発見することもこ

れからの課題です。地域包括支援センターが文字どおり、介護予防支援事業所だけでなくその役割を果たすためには、サービス提供事業所やケアマネジャーと協働しながら介護予防を推進しなければなりません。また、目標が達成できたかどうか、しっかりとした評価も求められてきます。ですが、慌てずに社会資源のひとつとして地域包括支援センターが加わるというイメージを持ってもらうことが第1歩ではないかと考えていますので、今後ますますの皆さんのご協力を必要としています。

## 平成18年度 ケアマネジャー実践セミナー

《日 時》平成18年6月17日（土） 13:00～15:30  
《会 場》札幌コンベンションセンター 特別会議場  
札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1  
TEL 011-817-1010（代表）

《内 容》◆講演1  
「これからの時代におけるケアマネジャーのあるべき姿～日本介護支援専門員協会のこれからの活動のあり方～」  
日本介護支援専門員協会 会長 木村 隆次 氏  
◆講演2  
「介護保険法の改正とケアマネジャーに求められる資質」厚生労働省老健局振興課（予定）

《定 員》250名  
《参加費》①北海道ケアマネジャー連絡協議会会員・準会員  
..... 3,000円  
②上記以外の方 ..... 5,000円  
※参加費は当日受付にてお受けいたします。

## 北海道介護支援専門員協会の 設立総会の開催について

《日 時》平成18年6月17日（土） 16:30～17:30  
《会 場》札幌コンベンションセンター 特別会議場  
札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1  
TEL 011-817-1010（代表）

《内 容》①会則の制定について  
②平成18年度事業計画・会計収支予算について

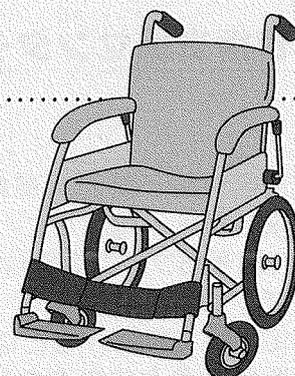
### 《申込・問い合わせ先》

北海道ケアマネジャー連絡協議会 事務局  
〒060-0002  
札幌市中央区北2条西7丁目北海道社会福祉総合センター3F  
北海道社会福祉協議会地域福祉部権利擁護課内  
○担当:富田・喜多  
☎(011)241-3978 FAX(011)271-0459

## 福祉用具リサイクルにご協力を!

札幌市社会福祉協議会では、家庭で不要になった車いすやベットなどをお互いに活用し合う福祉用具リサイクル事業を行っております。譲りたい方、譲ってほしい方は福祉用具展示ホールまでお問い合わせください。

また現在、電動ベッド(2モーターまたは3モーター)とアルミ製車いす(普通型・介護型問わず)の需要が高まっております。ご利用者のお宅で使用しなくなったものがありませんでしたら、ぜひご連絡ください。



《お問い合わせ》札幌市社会福祉協議会福祉用具展示ホール

【所在地】札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター 4F ☎(011)632-7355（内線426）  
開館日:年末年始・祝祭日を除く月～金曜、9時～17時

## ケアマネ 日誌 ②④

札幌市南区第2地域  
包括支援センター  
センター長  
和田 志保

## 「地域包括支援センターの 現状と想う事」

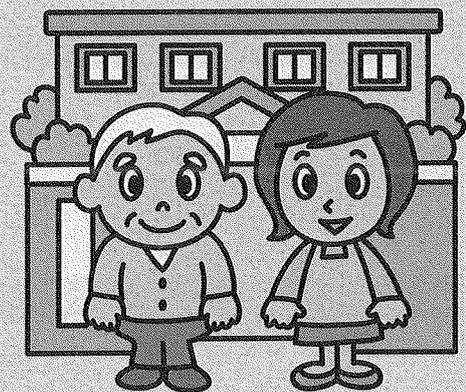
居宅CMから電話が入る。「虐待と思われるケースがあるので、担当者会議に参加してほしいのですが」「(エ～とっばじめからですか、包括支援センターの権利擁護事業ですね)役不足ですが、参加させて下さい・・・」「悪徳商法の支払いが・・・」成年後見人の手続きはどうするのだったけ？居宅CM時代には、出来るだけ当たりたくない状況の対応が包括支援センターの業務に入りました。CM支援でアドバイスするなんてとんでもない！CMさんと一緒に調べて、一緒に経過を見させてもらって、まずはいろんなケースを経験させてもらっているという状況です。

また予防給付マネジメントは、更新認定結果のする時期によっては、月末ぎりぎりの移行調整が必要になったり、新規申請で暫定サービス希望、居宅か包括かどっちが担当すればよいか？と悩むケースもあります。他区では介護難民が出ていると聞いています。スムーズに利用者が納得してサービスを使えるように、日頃の居宅CMとの連携が大切とひしひしと感じます。

自立支援の観点では、ケアプランを立案していく中で、自分で出来ること、地域で出来る

ることを確認していく中で、ご本人が前向きな生活意欲を持つきっかけになってほしいと思います。また、身近なインフォーマルサービスも近所での遠慮があったり、近いけど知らなかった、等あるようです。そんな情報も居宅CMと共有できればと思います。

まだまだ手探り状態の中で、業務の煩雑さや、包括支援センターによって微妙にやり方が異なっていたりと、居宅CMさんは困惑している事が多いのではないかと思います。出来るだけ、お互いに負担なく協働していきたいと思います。また、他区との情報交換や、包括支援センター同士の共通認識の必要性を感じていますので、お気付きの点はどんどん連絡をお待ちしております。



# 掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

## 中央区支部定例会

日時▶6月19日(月)18時30分~《※》  
会場▶札幌市社会福祉総合センター  
テーマ▶「介護予防施策について」  
講師▶札幌市中央区保健福祉部保健支援係長 葛西 正枝氏  
札幌市中央区保健福祉部相談担当係長 笠井 衛二氏  
問い合わせ先▶中央区社会福祉協議会  
☎231-2400

## 北区支部定例会

日時▶①6月14日(水)18時30分~《※》  
②7月12日(水)18時30分~《※》  
会場▶①②北区民センター  
テーマ▶①「福祉用具貸与の適切な利用について」  
②「訪問リハと通所リハの適切な利用について」  
講師▶①社団法人日本福祉用具供給協会 北海道支部長 毛利 智之氏  
②未定  
問い合わせ先▶北区社会福祉協議会  
☎757-2482

## 東区支部定例会

日時▶7月19日(水)18時30分~《※》  
会場▶東区民センター視聴覚室  
テーマ▶「予防給付について」  
講師▶札幌市保健福祉局保健福祉部介護保健課介護予防担当係長 鈴木 眞弓氏  
問い合わせ先▶東区社会福祉協議会  
☎741-6440

## 白石区支部定例会

日時▶7月13日(木)18時00分~《※》  
会場▶白石区民センター集会室A  
内容▶研修会  
テーマ▶未定  
問い合わせ先▶白石区社会福祉協議会  
☎861-3700

## 厚別区支部定例会

日時▶7月11日(火)18時30分~《※》  
会場▶厚別区民センター  
テーマ▶「予防ケアプランの検討会」  
講師▶厚別区地域包括支援センター職員  
問い合わせ先▶厚別区社会福祉協議会  
☎895-2483

## 豊平区支部定例会

日時▶7月19日(水)18時30分~《※》  
会場▶きたえーる  
内容▶市民向けシンポジウム(豊平区在宅ケア連絡会と共催)  
テーマ▶「認知症とうつ病について(仮)」  
シンポジスト▶未定  
問い合わせ先▶豊平区社会福祉協議会  
☎815-2940

## 清田区支部定例会

日時▶7月19日(水)18時30分~《※》  
会場▶清田区総合庁舎  
内容▶研修会  
テーマ▶「介護サービス情報公開制度について」  
問い合わせ先▶介護相談センターきよた  
☎883-6111

## 南区支部定例会

日時▶7月11日(火)18時30分~《※》  
会場▶南区民センター  
テーマ▶「新サービスの実践・紹介(仮)」  
講師▶未定  
問い合わせ先▶南区社会福祉協議会  
☎582-2415

## 西区支部定例会

日時▶7月18日(火)18時30分~《※》  
会場▶西区民センター  
内容▶未定  
テーマ▶未定  
問い合わせ先▶西区社会福祉協議会  
☎641-2400

## 手稲区支部定例会

日時▶7月11日(火)18時30分~《※》  
会場▶手稲区民センター  
テーマ▶「動き出した介護予防  
~手稲区の現状と対応方法について~」  
講師▶札幌市手稲区保健福祉部保健支援係長 高橋 典子氏  
手稲区地域包括支援センター副センター長 藤田 修一氏  
問い合わせ先▶手稲区社会福祉協議会  
☎681-2400

## 「ケアマネメール相談室」ご利用下さい!!

介護支援専門員として働いていて、適正な給付管理や介護報酬の解釈などで、ふと疑問に思うこと、介護支援専門員の仕事はしていないけどケアマネジメントのことで聞いてみたいことなどEメールで気軽に相談できるよう、本会会員のための相談室を開設していますので、ご利用下さい。

相談を希望する方は、氏名、所属、会員番号を明記の上、相談内容を簡潔にまとめ、Eメールして下さい。  
Eメールアドレスは、「caremanager@sapporo-shakyo.or.jp」です。お気軽にご相談下さい。